

EarthFinderPlus サービス利用約款

第一章 総則

第1条(目的)

本契約は、提供者が提供する Web サービスを利用者が利用するにあたっての諸条件を定めることを目的とする。

第2条(定義)

本契約における用語の定義は、以下の各号の定めのとおりとする。

- (1)本サービスとは、本契約に基づいて提供者が利用者へ提供する Web サービスをいう。本オプションサービスの実施により、本サービスの仕様の追加もしくは変更又は本コンテンツの追加等がなされた場合には、これらについても、本サービスの一部を構成するものとする。
- (2)本オプションサービスとは、本サービスの初期設定のほか、本サービスのカスタマイズや、本サービスに実装もしくは関連付けて利用するプログラム、データベース等のコンテンツの追加での許諾、本サービスで利用可能なコンテンツの追加の設定等を行うサービス、及び利用者の本サービスの利用の用途に合わせて本契約で標準的に設定された条件の追加もしくは変更をするサービスをいう。
- (3)本コンテンツとは、本サービスに実装される形でもしくは関連付けられる形で提供されるプログラム、データベース、その他のコンテンツをいう。
- (4)本サービス等とは、本サービス及び本オプションサービスを総称したものをいう。
- (5)コンテンツ利用約款とは、利用者が遵守しなければならない本コンテンツの利用にあたっての許諾条件を記載したものをいう。
- (6)利用者入力データとは、本サービスの利用を通じて、利用者もしくは利用者が指定するものがシステムによる自動又は手動で入力したデータをいう。
- (7)本サービス出力データとは、利用者入力データに基づくものか否かを問わず、本サービスを通じて利用者へ提供されるレポート、データ等を総称したものをいう。
- (8)提供仕様書とは、提供者が利用者へ提供する、本サービス等の詳細に関する資料、データ等をいう。
- (9)利用者設備とは、利用者が本サービスを利用するにあたって使用する、パソコン等のコンピュータ、Web ブラウザを含むソフトウェア、利用者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線等を総称したものをいう。
- (10)本サービス用設備とは、提供者が本サービスを提供するにあたり有するサーバ、サーバ用ソフトウェア、提供者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線等を総称したものをいう。
- (11)利用者識別情報とは、本サービスの利用のために提供者が発行する、利用者と他の第三者とを識別するために用いられる符号(いわゆるユーザーID)及び当該符号と組み合わせることにより利用者与其他の第三者とを識別するための符号(いわゆるパスワード)とを総称したものをいう。
- (12)秘密情報とは、本サービスの利用に関して、提供者又は利用者が「Confidential」「秘密情報」等を明示して相手方へ開示する、技術上又は営業上、その他の業務上の情報、利用者入力データ、本契約の内容(利用者のみが義務を負う。)、及び提供仕様書をいう。
- (13)サービス利用期間とは、利用者が本サービスを利用することができる期間をいう。
- (14)サービス利用料とは、利用者が提供者へ支払わなければならない、本サービス等又は本コンテンツの利用の対価をいう。
- (15)関係会社とは、会社法第2条に定義される親会社等、子会社等、及び親会社等の提供者又は利用者以外の他の子会社等(≒兄弟会社)を総称したものをいう。

第3条(通知)

本契約にかかる提供者から利用者への通知は、本契約において特段の定めのない限り、以下の各号の方法より提供者が適当と判断する方法で行う。また、利用者への通知は、以下の各号それぞれの時点から効力を生じるものとする。

- (1)あらかじめ利用者が提供者に届け出た電子メールへの通知:利用者への電子メールの発信
- (2)あらかじめ利用者が提供者に届け出た連絡先への FAX 送信:利用者への FAX の発信
- (3)あらかじめ利用者が提供者に届け出た住所への書面の郵送:利用者の住所への投函の完了
- (4)本サービスにかかる Web サイトへの掲載:Web サイトへの掲載開始

第 4 条 (コンテンツ利用約款又は本サービスの変更)

1. 提供者は、変更予定日の 30 日前までに利用者へ変更予定日及び変更の内容の概要を通知することにより、コンテンツ利用約款又は本サービスの仕様を変更することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、コンテンツ利用約款の変更が誤字脱字の訂正、条件の変更を想定しない表現の見直しもしくは法令改正に合わせての改定である場合には、10 日前までの通知により、またコンテンツ利用約款の変更が利用者の利益のために行うものである場合には、事前または事後遅滞なく通知することにより、提供者は、直ちに本サービスの変更を行うことができるものとする。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、本サービスの仕様の変更が本サービスの不具合の解消、本サービスの品質の向上等、利用者に不利益の生じるものではない場合には 10 日前までの通知により、また本サービスの仕様を変更しないことが利用者に重大な不利益を及ぼす場合には事前又は事後遅滞なく通知することにより、提供者は、直ちに本サービスの変更を行うことができるものとする。
4. 本サービスの仕様の変更は、変更予定日以降、変更後の本サービスの仕様を変更し、変更した旨を提供者が通知した時点で適用されるものとする。
5. 第 1 項による変更の場合において、コンテンツ利用約款又は本サービスの仕様の変更により、利用者が本契約を締結した目的が達成できなくなる場合(本契約の締結段階において、あらかじめ契約した目的について合理的な説明をしていた場合に限られる。)には、利用者は、提供者への変更予定日までに書面で通知することにより、発生済みの債務の履行の義務を除き、期間前の解約、終了にともなう損害賠償の義務を負うことなく、変更予定日をもって本契約を終了させることができるものとする。

第 5 条 (本サービスの一時的な中断又は停止)

1. 提供者は、本サービス用設備の定期点検又は本コンテンツの定期的な更新を行うため、利用者への事前通知により、サービス利用料の返金を含むいかなる義務をも負うことなく、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。なお、中断する日時及び期間については、あらかじめ別途利用者へ通知する。
2. 提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。この場合、提供者は、発生後遅滞なく本サービスの一時的な中断の状況及び復旧に向けての状況について、利用者へ通知するものとする。
 - (1)本サービス用設備の故障により保守を行う場合
 - (2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3)天災地変その他の不可抗力(第 32 条第 1 項第 1 号の定めによる。)、第三者による加害行為(サイバーテロ等)、もしくはこれらにともなう急激なアクセス数の上昇等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
3. 提供者は、前項第 1 号及び第 2 号により本サービスの提供を一時的に中断した時間が、1 か月につき、サービス利用契約書に記載の時間を超過した場合には、第 32 条第 1 項の定めにかかわらず、中断による損害賠償の予定として、中断した日数分のサービス利用料(本オプションサービスの利用料のうち、提供の完了に対して設定されている本オプションサービスの利用料を除く。本サービス等を提供する期間に対して設定されている本オプションサービスの利用料を含む。本項において以下同様とする。24 時間を 1 日単位とし、単位未満の時間を切り捨てとする。1 ヶ月を 30 日とする日割り計算とする。)を利用者へ返金する。なお、利用者との協議の上で、サービス利用料の返金に代えて、中断した日数分、サービス利用期間の延長をすることができるものとする。

4. 提供者は、利用者がサービス利用料の支払いを遅延し、又は本契約のいずれかに違反した場合には、利用者への事前通知もしくは催告を要することなく、本サービス等の全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとする。
5. 提供者は、本サービス等の一時的な中断又は提供の停止については、本条に基づく場合を除き、損害賠償、損失補償、その他いかなる責任をも負わないものとする。

第6条(利用者の任意解約)

第4条第5項、第7条第3項、第8条第2項による場合を除き、利用者は、サービス利用期間中においては、利用者の任意の判断により本契約を終了させることはできないものとし、本サービスを継続して利用しない場合には、第14条に従って本契約を更新せずに、サービス利用期間満了をもって終了させるものとする。

第7条(本契約の中途解除)

1. 提供者は、本サービス等の収益の悪化等のやむを得ない事情がある場合、終了予定日の60日前までに通知することにより、本サービス等の提供を終了し、本契約を終了させることができるものとする。なお、提供者は、当該期間の定めにかかわらず、本サービス等の提供の終了により利用者に重大な不利益が生じることがないように本サービス等の終了に係る情報を早期に通知するように努めるものとする。
2. 提供者は、前項により本契約を終了させる場合には、サービス利用契約書に定める提供者都合の中途解除時のサービス利用料等の取扱いに係る定めに基づき算出される金額を終了予定日までに利用者へ返金するものとする。なお、前項に基づく本契約の終了により提供者が負う義務は、本項による返金がすべてであり、損害賠償、本サービス等の提供の終了による損失補償等、いかなる責任をも負わないものとする。
3. 提供者及び利用者は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に対する何らの催告をすることなく、相手方への通知のみにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。なお、本条による解除は、以下の各号に該当した当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1)本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず当該期間内にこれを是正しないとき
 - (2)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (3)支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分をうけたとき
 - (4)信用資力に著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (5)第三者より差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき
 - (7)解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
 - (8)他方当事者に対する重大な背信行為があったとき
 - (9)本契約の締結に先立ち届け出た事項に虚偽の申告、虚偽記載、誤記、記入漏れ等があったとき
 - (10)利用者が本サービス等に含まれる内容、ノウハウ、その他の情報を調べることにより本サービス等と不当に競合することを目的としたものであるとき、又はそのおそれがあると提供者が判断したとき
 - (11)前各号に該当する事由が発生するおそれがあると認められるとき

第8条(反社会的勢力との関係遮断)

1. 提供者及び利用者は、相手方に対し、次の各号のすべてについて表明し、保証する。
 - (1)自己、関係会社、並びにそれらの役員及び実質的経営権者が、(i)反社会的勢力(本契約において、「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の暴力、威力又は詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。)でないこと、かつ(ii)反社会的勢力とは人的又は経済的(不当な利益供与を行なう経済取引を含む)に一切関係のないこと。
 - (2)自ら又は第三者と共にもしくはこれを利用して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、不退去その他の暴力

的行為等、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力的要求行為、業務妨害行為、名誉や信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当要求行為その他の違法行為又は不当な行為を行わないこと。

2. 提供者又は利用者は、前項の表明保証に相手方が違反した場合又は違反の疑いが生じた場合は、直ちに本契約を解除し、将来に向かってその効力を失わせることができる。本項に基づき解除した当事者は、前項に違反した当事者に生じたいかなる損害についても賠償の義務を負わないものとする。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

1. 提供者及び利用者は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約の契約上の地位、本契約に基づく権利・義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならないものとする。
2. 第1項の定めにかかわらず、提供者は、譲渡予定日の30日前までに利用者へ通知することにより、本サービス等の提供者としての地位の全部又は一部を自らの関係会社に譲渡することができるものとする。

第10条（権利の不放棄）

利用者が本契約に違反した場合において、当該違反に対して提供者が差止め、損害賠償請求等を行わないことは、利用者に対する差止め又は損害賠償をする権利を放棄することを意味しない。また本契約の一部の違反に関して提供者が利用者を免責した場合においても、本契約の他の違反に対する免責を意味しない。

第11条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行、及び解釈については、衝突法の定めを問わず、日本法を準拠法とする。

第12条（紛争解決）

1. 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じた場合は、提供者及び利用者間において信義に則り誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。
2. 本契約のいずれかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定め置き換えるものとする。
3. 第1項の協議によっては解決し得なかった事項、その他本契約に関する紛争を解決するにあたっては、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする裁判手続きによって最終的に解決するものとする。

第二章 本サービス等

第13条（本サービスの利用）

1. 提供者は、本契約及び提供仕様書に従い、信義に則り誠実に、商業上の合理的な努力をもって、サービス利用契約書に記載の本サービスを提供する。
2. 本サービスは、日本語でのみ提供されるものとし、原則として、他言語での提供は行われたいものとする。なお、本サービス及び本サービス出力データが他言語にて提供される場合でも、他言語での内容は参考までに記載するものであり、日本語での提供内容が常に優先するものとする。
3. 本サービスにおいて表示、指定等が可能な地域は、本サービスにおいて表示される地図の範囲にかかわらず、日本国内に関する情報のみに限定されるものとし、日本国以外の国又は地域に関する情報が表示されている場合であっても、当該情報について、提供者は、いかなる責をも負わないものとする。なお、日本国内に関する表示、指定等の場合でも、日本国内に関する情報の一切を網羅することを保証しないものとする。
4. 利用者は、本サービスの利用中に本サービスの不具合又は異常を発見した場合には、直ちに提供者

へその旨を通知するものとする。また、提供者より本サービスの不具合又は異常の内容の確認又はその治癒のために利用者設備の内容及びその状況にかかる情報提供を求められた場合には、遅滞なく、これに協力するものとする。

5. 利用者は、本サービスに関して発見した不具合又は異常について、第三者に対して一切開示してはならないものとする。

第 14 条(サービス利用期間)

1. 利用者は、本契約の他の条項により本契約が早期に終了しない限り、サービス利用契約書に記載のサービス利用期間中、本サービスを利用することができるものとする。
2. サービス利用期間の満了の 45 日前までに提供者及び利用者のいずれからも相手方に対して書面にて本契約を終了する旨の意思表示がなされなかった場合には、更に 1 年間自動的にサービス利用期間が延長されるものとし、以後、期間満了ごとに同様とする。

第 15 条(本サービスに関する問い合わせ)

1. 利用者からの本サービスの利用に関する問い合わせについては、サービス利用契約書に従い、提供者指定の問い合わせ窓口宛に行うものとする。
2. 前項による問い合わせ窓口以外の提供者の代表メールアドレス、代表電話番号、又は事業所の所在地への問い合わせに対して、提供者は、いかなる対応の責をも負わないものとする。

第 16 条(利用者識別情報)

1. 利用者は、本サービスの利用にあたっては、提供者が発行する利用者識別情報を用いるものとする。
2. 利用者は、利用者識別情報を第三者に開示、貸与、共有等してはならないものとし、利用者識別情報が第三者に漏洩することがないように厳重に管理するものとする。
3. 利用者識別情報を第三者が使用した場合でも、当該使用は、利用者自身が使用したものとみなし、当該第三者が使用したことで生じるサービス利用料の一切を利用者が負担するものとする。ただし、利用者識別情報が提供者の責により漏えいした場合にはこの限りではない。
4. 利用者は、本サービスを第三者に利用させる場合には、提供者の事前の承諾を得るものとし、提供者より利用者識別情報とは異なる識別情報の発行を受けて行うものとする。なお、本項の定めは、提供者が本サービスの第三者による利用を必ず承諾する義務を負うものではない。
5. 第 3 項の定めは、前項により提供者の承諾を得た第三者による利用の場合にも準用され、当該第三者による本サービスの利用に関して、利用者は、一切の責を負うものとする。

第 17 条(利用者入力データの取扱い)

1. 提供者は、本サービスの維持、管理、もしくは運営、本サービスに生じた不具合への対応(本サービス用設備のメンテナンス保守を含みます。)、又は利用者からの問い合わせへの対応の目的以外のために、利用者入力データを利用しないものとする。また提供者は、利用者入力データの正確性、有用性、有効性、網羅性について、いかなる確認も行う義務を負わないものとする。
2. 提供者は、前項の定めにかかわらず、利用者入力データを本サービスの品質改善又は精度の向上を目的とした範囲内に限り(例えば、利用者入力データをサンプルデータとして本サービスへ入力した場合におけるデータの処理の状況や方法、処理結果に関する確認・検証を行う方法等に限られる。)、利用者入力データの全部又は一部を無償で利用することができるものとする。なお、確認までに記載すると、提供者は、本サービスの品質改善又は制度の向上にかかる業務を委託した第三者以外の第三者に対して、有償か無償かを問わず、利用者入力データを第三者に提供しない。
3. 利用者入力データは、秘密情報である旨の明示の有無を問わず、利用者から提供者へ開示された秘密情報として、第 29 条に従って取り扱われるものとする。
4. 提供者は、本サービスの円滑な運営のために提供者自らの判断において必要な範囲で、本サービスにかかるシステム、プログラム、情報等をバックアップし、また利用者入力データ自体をもバックアップして

おくことができるものとするが、サービス利用契約書において特段の定めのない限り、利用者入力データ自体をバックアップして保管、管理する義務を利用者に対して負わないものとし、利用者は、提供者によるバックアップの有無を問わず、自らの費用と責任のもと、利用者入力データを管理しておかなければならないものとする。

5. 本サービスの利用において、誤った利用者入力データを入力することにより生じる不利益(誤った利用者入力データにより発生したサービス利用料の支払い義務を含む。)については、利用者自身が負担するものとし、提供者は、いかなる責も負わないものとする。

第 18 条(利用者設備等)

1. 本サービスの利用のために必要な利用者設備の必須環境又は推奨環境については、サービス利用契約書に定めるか、又は別途提供者から利用者へ案内するものとする。
2. 利用者が本サービスの利用のために必要な利用者設備については、すべて利用者の費用と責任のもとで準備するものとする。
3. 提供者は、利用者が第 1 項の必須環境を満たした利用者設備を準備しないことで生じた本サービスの利用の不具合については、一切の責を負わないものとする。
4. 利用者は、利用者設備を設定するにあたり、コンピューターウイルス、ハッキング等の攻撃に対して適切なセキュリティ対策を講じるものとする。なお、利用者設備に対するコンピューターウイルス、ハッキング等の攻撃があった場合には、直ちに当該利用者設備を電気通信回線から隔離するとともに、提供者に対して攻撃があった旨を通知するものとする。

第 19 条(本サービス用設備)

1. 本サービス用設備の維持、メンテナンス保守に要する費用は、すべてサービス利用料に含まれる。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者の希望により本サービス用設備の仕様の一部を変更する場合には、別途提供者及び利用者間の協議の上で、本オプションサービスとして次条に従って、当該変更に必要な費用の全部又は一部を利用者が負担するものとする。

第 20 条(本オプションサービスの提供)

1. 提供者は、サービス利用契約書に記載の本オプションサービスを利用者へ提供する。なお、提供者及び利用者間において別途注文書・注文請書等の書面を取り交わして本オプションサービスの提供に関する合意をした場合も同様とする。
2. 提供者は、本オプションサービスの実施もしくは本オプションサービスに関する設定の完了後、速やかに利用者へ通知し、本オプションサービスの実施もしくは設定の完了の確認を求めるものとする。
3. 利用者は、前項の通知を受領後、10 営業日以内に確認を完了し、その結果を提供者へ回答するものとする。なお、実施もしくは設定の未了の点、その他本オプションサービスの実施内容について改善すべき点がある場合には、合理的な理由を付してその旨を提供者へ通知する。
4. 本オプションサービスの提供は、利用者が本オプションサービスの実施もしくは設定の完了を確認した旨を提供者へ回答した時点で終了する。なお、前項の期間内に利用者が何らの回答をしなかった場合も同様とする。
5. 提供者は、第 3 項なお書きの通知を受けた場合には、自らの費用と責任により、直ちに本オプションサービスを実施もしくは設定し直したうえで、第 3 項と同様に確認を受けるものとする。
6. 第 13 条第 4 項及び第 5 項の定めは、本オプションサービスに準用する。

第 21 条(本オプションサービスにかかる契約不適合責任)

1. 本オプションサービスの実施もしくは設定の成果について、第 20 条に基づく利用者の確認では発見し得なかった不具合(別途確認する本オプションサービスの仕様等との不整合及び本オプションサービスが本来有すべき機能を有していないことをいう。プログラムや提供されるデータに含まれるバグを含む。)が発見され、これにより本オプションサービスの成果の反映された本サービスの利用に支障がある場合に

は、利用者は、直ちに提供者へその旨を通知するものとする。

2. 提供者は、前項の通知を受けた場合には、(i)前項の不具合により本サービスが利用不能又は利用に重大な影響のある不具合である場合には、直ちに修補を開始するものとし、(ii)本サービスの利用に重大な影響のない、利用可能な程度の不具合である場合において本サービスのメンテナンス保守の計画等により、当該通知を受領後 90 日以内に修補を予定している場合には、利用者へ当該計画等を通知の上で計画等に則って修補を行うものとし、(iii)上記(i)及び(ii)のいずれにも該当しない場合には、遅滞なく前項の不具合の修補を行うものとする。
3. 提供者は、理由のいかんを問わず、前項の不具合の全部又は一部の修補ができない場合には、修補できない部分の程度に応じて、提供者及び利用者間の協議の結果に従い、本オプションサービスにかかるサービス利用料の一部を利用者へ返金するものとする。
4. 提供者が本オプションサービスの不具合に関して負う義務は、利用者が本オプションサービスの実施もしくは提供の完了を確認した旨を提供者へ回答したときから 3 か月間以内、かつ本条に定めるものに限られるものとする。当該期間満了後においては、当該不具合が提供者の故意又は故意と同視し得る重大な過失によるものと客観的に認められるものである場合を除き、別途の本オプションサービスとして取扱うものとする。
5. 利用者は、本オプションサービスの不具合により本サービスの全部又は主要な部分が利用不能の場合を除き、本オプションサービスの不具合を理由とする本契約の解除はできないものとする。第 6 条による場合には、この限りではない。
6. 提供者が本オプションサービスの不具合に関して負う義務は、当該不具合が提供者の故意または故意と同視し得る重大な過失によると客観的に認められるものである場合を除き、第 2 項及び第 3 項に基づく修補の対応もしくは修補の対応に代わるサービス利用料の一部返金のみであり、損害賠償、損失補償その他、いかなる金銭的な負担をともしない責任を生じないものとする。本契約の終了後においては、いかなる責任をも生じないものとする。

第 22 条(本コンテンツの利用)

1. 利用者は、本サービスを通じた本コンテンツの利用にあたっては、別途提供者が案内をするコンテンツ利用約款を遵守しなければならないものとする。
2. 利用者は、前項のほか、本オプションサービスにより本コンテンツを追加した場合には、追加されたコンテンツにかかるコンテンツ利用約款についても遵守するものとする。
3. 利用者は、第 1 項及び第 2 項のほか、本サービスにおいて Google Maps 又は Google Earth が利用されている場合には、Google Maps 及び Google Earth にかかる利用規約(特に印刷に関する条件に留意して対応しなければならない。本契約締結時においては、<<https://www.google.co.jp/permissions/geoguidelines/>>とする。)をも遵守するものとする。
4. 利用者は、第 1 項及び第 2 項のほか、本サービスにおいて ZNETTOWN が利用されている場合には、ZNETTOWN にかかる利用規約をも遵守するものとする。
5. 提供者は、前項の利用規約の改定については、継続的に確認する義務及び利用者へ通知する義務を負わないものとするが、提供者自身が知り得た場合には、速やかに利用者へ通知するように努める。
6. 第 1 項から第 3 項によるコンテンツ利用約款及び利用規約への違反は、本契約の違反を構成する。
7. 利用者は、コンテンツ利用約款が本契約中に記載されておらず、また提供者より提示されていない場合においても、以下の各号を遵守するものとする。なお、以下の各号と、コンテンツ利用約款の定めが異なる場合には、コンテンツ利用約款の定めが優先されるものとする。
 - (1)別途異なる合意をした場合を除き、本コンテンツを、本サービス等とは別途に独立して利用してはならない。また、本サービス等の提供にかかる仕様による場合を除き、本コンテンツを本サービス等からデータ出力してはならない。
 - (2)本コンテンツに含まれる内容の属性ごとの数値、テキスト情報等を翻案、又は改変等をしてはならない。
 - (3)本コンテンツが本サービス出力データに含まれる場合には、第 23 条の利用条件が本コンテンツにも

適用されるものとする。

8. 第 13 条第 4 項及び第 5 項の定めは、本コンテンツに準用する。

第 23 条(本サービス出力データの利用条件)

1. 利用者は、本サービス出力データについては、利用者自らの社内利用を目的とした範囲内に限り利用することができるものとする。なお、利用者の関係会社と利用者間において相互に本サービス出力データの利用について金銭の授受を行わない場合には、本項の社内利用の範囲内として扱うことができるものとする。
2. 利用者は、本サービス出力データの全部又は一部を第三者に提供する場合(第三者より受託した業務を遂行するにあたっての利用は、当該業務の成果物中に本サービス出力データの全部又は一部を利用しない限り、前項の社内利用として扱うことができる。)には、別途提供者の承諾を要するものとする。
3. 利用者は、提供者の承諾を得て第三者へ本サービス出力データを提供する場合でも、提供者の承諾なく、本サービス出力データの内容の全部又は一部の抜粋、翻案、又は改変等をしてはならないものとする。確認までに記載すると、本サービス出力データに含まれる内容の属性ごとの数値やテキスト情報の翻案又は改変等を行うことはできないものとするが、利用者が本サービス出力データを第三者へ提供するにあたり、外観上の調整を行うことについては、本項で禁止される翻案又は改変等には含まれない。
4. 利用者は、提供者の事前の承諾なく、本サービス出力データを第三者への転売、再提供、再許諾等を行うことを目的とした法人又は個人に対して、本サービス出力データを提供してはならないものとする。
5. 本サービス出力データに本コンテンツの一部が含まれる場合には、本条のほか、第 22 条の定めに従って本サービス出力データを利用するものとする。第 22 条にかかる定めと本条の定めとが相反する場合には、第 22 条にかかる定めを優先して適用するものとする。
6. 第 13 条第 4 項及び第 5 項の定めは、本サービス出力データに準用する。
7. 提供者は、第 2 項、第 3 項、及び第 4 項の承諾にあたり、利用者と協議の上で、本オプションサービスの追加の方法に準じて、追加でのサービス利用料を設定することができる。
8. 利用者は、本サービス出力データの全部又は一部を第三者に提供するにあたっては、当該第三者に対しても、第 1 項から第 6 項の定めにした義務を課し、当該義務を遵守させるものとする。
9. 利用者は、本サービスを通じて提供者が提供する、本サービス出力データを含む全ての情報について、提供者がその完全性、正確性、最新性、網羅性、有用性、有効性、利用者の本サービスの利用の目的への合目的性について一切保証していないことを認識し、当該情報の利用者の事業での採否については、自らの責任において判断するものとし、当該情報を採用することで生じる不利益については、提供者に対していかなる責任をも求めることができないものとする。ただし、提供者が故意又は故意と同視し得る重大な過失により利用者に対して誤った情報を提供した場合及び利用者からの本項に関する問い合わせに対して提供者として合理的な回答を何ら提供しなかった場合には、この限りではない。
10. 提供者は、前項の定めにかかわらず、提供者において改善することが可能な情報について利用者から過誤の指摘があった場合において、当該過誤を改善しないこと又は当該過誤の改善に替わる措置を講じないことにより利用者に重大な不利益が生じるときは、当該過誤を直ちに改善し、又は改善に替わる情報の提供を速やかに行うように努めるものとする。
11. 利用者は、提供者が本サービス出力データについて本契約に定めのある範囲内での義務しか負わないことに留意し、提供者が負っている義務以上の義務が生じることがないように、本サービス出力データを第三者に再提供又は再提供をするものとし、当該義務を上回るような義務を利用者が当該第三者に対して負ったとしても、提供者は、上回る義務の部分につき、いかなる義務をも負わないものとする。

第三章 サービス利用料

第 24 条(サービス利用料)

1. 利用者は、本契約に基づくサービス利用料を提供者へ支払う義務を負う。
2. 第 5 条による本サービスの一時的な中断又は停止は、利用者が負うサービス利用料の支払い義務に

は、一切の影響を及ぼさないものとする。

3. 利用者がサービス利用料の支払を遅延し、提供者が請求した場合には、利用者は、遅延したサービス利用料について、支払期限から実際に支払いを完了する日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を提供者に支払う義務を負う。

第 25 条(支払方法)

1. 利用者は、提供者が発行する請求書を受領後、請求書に記載の発行月の翌月末日までに提供者が指定する金融機関の口座に振込む方法により、サービス利用料を提供者へ支払うものとする。なお、振込に要する振込手数料等の費用は、利用者が負担するものとする。
2. 利用者は、サービス利用料が月額単位にて設定されている場合には、前項の定めにかかわらず、提供者による請求書の発行の有無を問わず、当月分のサービス利用料を翌月末日までに前項に準じて支払うものとする。

第四章 情報、権利の取扱い

第 26 条(権利の帰属)

1. 本サービス等の提供(本サービス出力データの提供を含む。)は、本サービス等にかかる提供者又は提供者が指定する第三者が有する所有権及び知的財産権(営業秘密・限定提供データを含む不正競争防止法にかかる権利の一切を含む。)を利用者へ何ら譲渡するものではない。
2. 利用者入力データにかかる権利は、利用者又は利用者が指定する第三者に帰属するものとし、第 17 条による場合を除き、提供者は、利用者入力データを利用しないものとする。

第 27 条(第三者の知的財産権の侵害)

1. 提供者は、日本国内において第三者が有する著作権、営業秘密又は限定提供データに関する不正競争防止法上の権利を侵害していないことを保証する。また、提供者は、商業上合理的な努力をもって知ることができる限りにおいては、第三者が権利を有する日本国内の知的財産権(著作権及び営業秘密又は限定提供データに関する不正競争防止法上の権利を除く。)を侵害することがないように本サービス等を提供するものとする。
2. 利用者は、本サービス等の利用について第三者より知的財産権(著作権及び営業秘密又は限定提供データに関する不正競争防止法上の権利を含む。)を侵害するものとして本サービス等の利用の差止め又は損害賠償の請求を受けた場合には、直ちに提供者へその旨を通知するものとする。
3. 提供者及び利用者は、信義に則り誠実に相互に協力して、前項の請求への対応を行うものとする。
4. 提供者は、利用者が第三者に対して負う損害賠償、前項の請求に対応するための合理的な範囲内の弁護士その他の専門家への費用、本サービス等の利用の差止めにより利用者が生じた損害から利用者を免責し、これらを補償するものとする。
5. 提供者は、利用者が本契約に基づいて提供者へ過去 1 年間に於いて現実に支払ったサービス利用料の総額(1 年未満である場合には、本契約により設定された 1 年分のサービス利用料の総額)を上限とした範囲内において、前項に基づく免責及び補償、並びに利用者自身が被った損害として第 31 条に基づく損害賠償の額とを合算した金額を負担するものとする。ただし、第 1 項及び第 2 項への違反が提供者の故意もしくは故意と同視し得る重大な過失によるものであると認められた場合には、上限の定めを適用しないものとする。

第 28 条(第三者による権利侵害)

1. 利用者は、第三者が本サービスにかかる知的財産権その他の権利を不当に侵害していることを知った場合には、直ちに提供者へ通知するように努めるものとする。
2. 提供者は、前項の通知を受けた場合には、自らの費用と責任において前項の第三者に対して対応するように努めるものとする。

3. 提供者及び利用者の第 1 項及び第 2 項の不履行は、本契約への違反を構成しないものとする。

第 29 条(守秘義務)

1. 提供者及び利用者は、本契約において特段の定めがある場合を除き、相手方が秘密情報である旨を明示したうえで開示した情報及び本契約の内容を秘密情報として、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示、漏えい、公表、及び配布をしないものとする。
2. 提供者及び利用者は、本契約のためにのみ用いるものとする。
3. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、提供者は、本サービスの提供のための業務を第三者に委託する場合には、利用者の承諾なく利用者の秘密情報を当該第三者に開示することができるものとする。なお、提供者は、当該第三者に本条により自らが負う義務と同等の義務を課しておくものとし、また当該第三者の責により利用者に損害が生じた場合には、提供者がその責を負う。
4. 第 1 項から第 3 項の定めにかかわらず、提供者及び利用者は、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わない。ただし、秘密情報に該当しないことは、これを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
 - (1)開示の時で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
 - (2)開示後、自らの責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3)相手方に対して守秘義務を負っていない、正当な権原を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4)秘密情報を利用・依拠することなく独自に開発した情報
 - (5)相手方が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
5. 提供者及び利用者は、本契約が終了したとき、相手方の要求があったとき、又は本サービス等の提供もしくは利用のために必要がなくなったときは、相手方の指示に従い、相手方の秘密情報及びその複製物を相手方へ返還するものとする。なお、相手方が承諾した場合には、相手方の指示に従い廃棄するものとする。
6. 提供者及び利用者は、本契約の履行のために必要最低限の範囲内において、弁護士、公認会計士、その他の法令上の守秘義務を負う専門家に対して、相手方の承諾なく秘密情報を開示することができるものとする。
7. 提供者及び利用者は、相手方の承諾なく、秘密情報を自らの関係会社に対して開示することができるものとする。なお、この場合、当該関係会社に対して本条と同等以上の義務を課し、かつ当該関係会社の違反により相手方に生じた損害を賠償する責を負う。
8. 提供者及び利用者は、裁判所、行政機関等(以下「公的機関等」という。)より、強制力のある法令に従って秘密情報を開示するように命令もしくは要請をされた場合には、法令により禁止又は制限されていない限り事前に相手方へ命令もしくは要請があった旨を通知し、また法令により禁止又は制限されている場合には可能となった時点で直ちに通知し、かつ開示先となる公的機関等においても秘密情報として取り扱われるように法令上可能な限りの措置を講じることにより、相手方の承諾なく秘密情報を公的機関等へ開示することができるものとする。
9. 本条による義務は、サービス利用期間を更新せず満了した後、3 年間存続するものとします。ただし、秘密情報を開示した当事者が、当該期間満了後においても本条の義務の存続の必要がある場合には、その合理的な理由及び延長する期間を相手方へ通知することにより、本条の存続する期間を延長することができるものとする。

第 30 条(個人情報の取扱い)

1. 利用者は、利用者入力データに個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条の定義による。)が含まれている場合には、その旨をあらかじめ提供者へ通知する。
2. 提供者は、前項の通知を受領した場合には、利用者より個人情報の取扱いを受託したものとして、個人情報を含む利用者入力データを法令の定めに従い適切に管理するものとする。
3. 利用者は、第 1 項及び第 2 項の場合には、第 17 条第 2 項について個人情報の主体である本人の同

意を得ておくものとし、同意を得られない場合には、その旨を提供者へ通知するものとする。同意が得られない場合には、提供者及び利用者は、第 17 条第 2 項による利用を行わない。

4. 提供者及び利用者は、第 1 項から第 3 項のほか、個人情報の保護に関する法律の定めにより、個人情報を適切に管理するものとする。
5. 提供者及び利用者は、第 1 項の個人情報の紛失、漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合には、自らの責によるか否かを問わず、直ちに相手方へ通知したうえで、遅滞なく提供者及び利用者間で協議して、個人情報の主体である本人に損害を生じさせないように協力して対応するものとする。本項の定めは、当該セキュリティ事故の発生について責のある当事者が相手方に対して負う損害賠償の義務を免責し又は必ず軽減するものではない。

第五章 損害賠償等

第 31 条(損害賠償)

1. 債務不履行責任、契約不適合(瑕疵担保)責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず、本契約、本サービス等、本コンテンツ、又は本サービス出力データに関して、提供者が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、提供者の責により本契約に違反したことを直接の原因として利用者により発生した直接かつ通常の損害に限定されるものとする。
2. 提供者の責に帰することができない事由から生じた損害、提供者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、利用者により生じた逸失利益について、提供者は、損害賠償及び損失補償の責任を負わないものとする。
3. 提供者が負う損害賠償の額は、利用者が損害の発生時期から過去1年間において本契約に関連して提供者により現実に支払ったサービス利用料の総額を超えないものとする。なお、第 27 条第 1 項又は第 2 項への違反により利用者自身により生じた損害については、同条第 5 項に定める上限の定めが適用されるものとする。

第 32 条(免責事項)

1. 提供者は、以下の各号により利用者により損害が生じた場合、利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。
 - (1)天変地異、火災、大規模停電、戦争、動乱、法改正、提供者が利用するクラウドサーバのサービス中止等の不可抗力、その他当社の責に帰さざる事由により本サービスを提供できなくなった場合
 - (2)本サービスを利用するにあたり利用者が提供者に提供した情報に誤りがあった場合
 - (3)利用者設備の障害及び本サービス用設備までの電気通信回線のサービスの不具合、その他の接続環境の障害が生じた場合
 - (4)不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボット等の攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して損害が発生した場合
 - (5)電気通信事業者(提供者自身を除く)が提供する電気通信役務の不具合に起因して損害が発生した場合
 - (6)提供者が善良なる管理者の注意をもって適切に個人情報を管理したにもかかわらず、個人情報が不正な目的に利用された場合
 - (7)本コンテンツ及び本サービス出力データ(提供者自らが作成した情報はもとより、提供者が第三者より提供を受け又は許諾を受けて利用者により提供している情報を含む。)に誤りがあった場合(提供者の故意又は故意と同視し得る重大な過失の場合を除く。)
 - (8)第 7 条第 1 項及び第 2 項によりサービス利用料を返金して本契約を終了する場合
2. 提供者は、利用者が本サービス等を利用することにより利用者及び第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとする。

第 33 条(存続条項)

本契約が期間満了又は解除等により終了した後も、第 7 条、第 9 条から第 12 条、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 2 項、第 29 条から第 32 条、第 34 条、第 35 条、及び本条の定めは、なお有効に存続するものとする。

第 34 条(本サービスにかかる広告宣伝等での利用)

提供者は、本サービスの広告宣伝、販促活動、及び営業活動の実施にあたって、本サービスを利用している提供者の顧客として、第三者へ利用者の会社名を紹介することができるものとする。